亚上	計印)
(文T	ı1 Hı ∫

## 産業廃棄物税納付(修正)申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申告納付すべき納税者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号

電話 番

山形県産業廃棄物税条例第17条第1項(第4項)の規定により、下記のとおり(修正)申告します。

最終処分場		所	在均	也					
取於久	<b>ご刀物</b>	名	利	弥					
	月		牙	訓	課税標準(ア	たる重量 ')	税 (/	率(	税 額 (ア)×(イ)
納		年	月夕	分		トン	1,000円	1/トン	円
付   申		年	月夕	分		トン	1,000円	]/トン	円
告		年	月夕	分		トン	1,000円	]/トン	円
	合			計					円
月		別	115	修正申告	計納 付額	当初「	自 告 額	修正申告によって納付すべき税額	
修	Л		Σ.	ניכ	課税標準 たる重量	税 (ウ)	課税標準 たる重量	税 額 (エ)	(ウ) - (エ)
正		年	月夕	分	トン	円	トン	P	円
申		年	月夕	分	トン	円	トン	P	円
告		年	月夕	分	トン	円	トン	P	円
	合			計					円

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書(別紙)を作成し、添付してください。
  - 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
  - 3 山形県産業廃棄物税条例第9条の規定の課税免除に該当することとなった産業廃棄物が最 終処分場に搬入された場合は、その重量を該当欄に外数で下段に括弧書きするとともに、当 該課税免除に係る承認通知書の写しを添付してください。

## 課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称				
区 分	重量による搬入	容量による排(重量による	般入 る計測が困難	単な場合)
産業廃棄物の種類	重量	容量 (ア)	換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア)×(イ)
燃え殻	トン	m³	1. 14	トン
汚泥			1. 10	
廃油			0.90	
廃プラスチック類			0.35	
紙くず			0.30	
木くず			0. 55	
繊維くず			0. 12	
食料品製造業、医薬品製造業 又は香料製造業において原料 として使用した動物又は植物 に係る固形状の不要物			1.00	
と畜場においてとさつし、又 は解体した獣畜及び食鳥処理 場において食鳥処理をした食 鳥に係る固形状の不要物			1.00	
ゴムくず			0. 52	
金属くず			1. 13	
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず			1.00	
鉱さい			1. 93	
工作物の新築、改築又は除去 に伴って生じたコンクリート の破片その他これに類する不 要物			1.48	
動物のふん尿			1.00	
動物の死体			1.00	
ばいじんであって、集じん施 設によって集められたもの			1. 26	
廃棄物の処理及び清掃に関す る法律施行令第2条第 13 号 に掲げる産業廃棄物			1.00	
計	(ウ)			(工)
合 計 (ウ) + (エ)				トン

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。
  - 2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。